

令和 3 年 6 月 21 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
代表 03-5253-8111

耐火構造の構造方法を定める件の改正に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 3 年 3 月 30 日（火）から令和 3 年 4 月 28 日（水）までの期間において、耐火構造の構造方法を定める件の改正に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○耐火構造の構造方法を定める件の改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※4の個人・団体から合計4件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
新たに追加される仕様の屋根の下地及び屋根ふき材を不燃材料又は準不燃材料とする必要はあるか。	改正後の告示第5第2号で規定しているとおり、たるきについては鉄骨に吹付け厚さが25mm以上の吹付けロックウール（かさ比重が0.28以上のものに限る。）又は厚さが25mm以上のけい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）を設けたものとし、野地板については厚さが25mm以上の硬質木毛セメント板又は厚さが18mm以上の硬質木片セメント板を使用する必要があります。また、屋根ふき材については、ご意見を踏まえ、使用できる金属板の種類を明確にするため、「金属板」から「鉄板又は鋼板」に修正しました。
新たに追加される仕様の屋根のたるきに設ける防火被覆について、たるきの外周を覆うように設置しないといけないのか。例えば、屋根の直下の天井を厚さが25mm以上のけい酸カルシウム板（かさ比重が0.35以上のものに限る。）で造ることで、たるきに防火被覆を設けているとみなすことはできないのか。	たるきに設ける防火被覆については、たるきの外周に設ける必要があります。そのため、屋根の屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆を設けることで、たるきに防火被覆を設けているとみなすことはできません。
新たに追加される仕様の屋根に、告示で示されていない防水シートや断熱材を設けても防火上安全なのか。	新たに追加した仕様の検証においては、防水材としてアスファルトルーフィング（JIS A 6005）又は改質アスファルトルーフィング（JIS A 6013）を、断熱材として無機系断熱材をそれぞれ使用するものとして安全性を確認しております。